

## 徳島東部地域定住自立圏推進協議会規約

(設置)

第1条 徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町（以下「構成市町村」という。）における定住自立圏構想の円滑な推進を図るため、徳島東部地域定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) 定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること。
- (4) その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、構成市町村の長を委員として組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、定住自立圏構想の中心市である徳島市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる事項について、協議会を円滑に運営するため、構成市町村の職員で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会には、代表幹事を置く。
- 3 代表幹事は、徳島市企画政策局長をもって充てる。

(担当者部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について、専門的に調査・検討するため、構成市町村の職員で構成する担当者部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会及び担当者部会の事務局は、徳島市に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年2月10日から施行する。